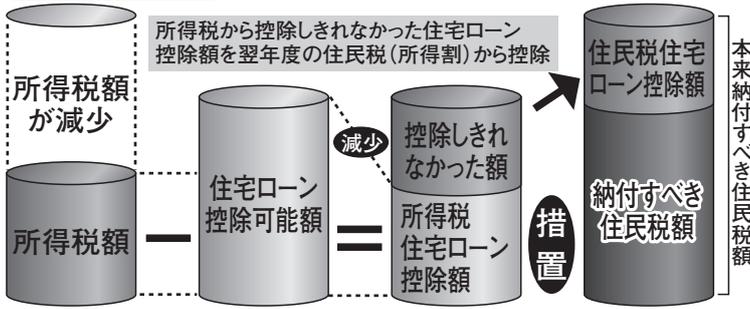


**税源移譲後**

(図①)



これまで所得税から控除できた住宅ローン控除額が減少

**所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方**

**対象となる方は  
申告をお忘れなく**

国から地方への「税源移譲」により住民税の仕組みが変わりました。これにより市区町村へ申告すると、住民税が減額されます。



場合、平成二十年三月十七日までに、平成二十年一月一日現在、お住まいの市区町村へ「市町村民税 道府県民税 住宅借入金等特別税額控除 申告書」を提出してください。

**申告が必要です!**

〔控除しきれなかった分は、住民税(所得割)から控除〕  
税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成十八年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

(図①)

〔平成二十年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります〕  
平成十九年分の所得税から控除しきれない額が発生した

- 所得税の確定申告をされる方：源泉徴収票を添付して市区町村へ提出
  - 所得税の確定申告をされる方：所得税の確定申告書とともに、税務署へ提出
- ※平成十八年分の所得税において、住宅ローン控除の適用があった方には、平成二十年一月中旬に申告書の送付を予定しています。

**住宅ローン控除のモデルケース** ●夫婦+子ども2人で給与収入700万円 (住宅ローン控除可能額:27万円)の場合●

税源移譲前	税 額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	263,000	263,000	0
住民税	196,000	0	196,000
合 計	459,000	263,000	196,000

申告しないと…

申告すれば…

税源移譲後	税 額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	0	293,500
合 計	459,000	165,500	293,500

税源移譲後	税 額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	97,500	196,000
合 計	459,000	263,000	196,000

住宅ローン控除額が減少し、負担が増加する  
住宅ローン控除額が減少しないよう、住民税(所得割)から控除します。

※夫婦+子ども2人の場合で子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。  
※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。  
※住宅ローン控除額は、一定の条件で試算した場合の例です。

〔申告期限〕  
平成二十年三月十七日まで  
※申告書は市役所税務担当窓口または税務署にあります